

八戸市乳児等通園支援事業の認可手続きについて

1. 経緯

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、改正後の児童福祉法において「乳児等通園支援事業」が創設された。

また、同法第34条の15第2項において「国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる」とされた。

2. 認可手続き及び基準

市に対して認可申請があった場合は、改正後の児童福祉法第34条の15第3項各号及び乳児等通園支援事業の設備及び運営について定めた条例に基づき、審査を行う。

条例は令和7年1月に公布された内閣府令に基づき令和6年度中に制定予定。

なお、内閣府令の附則第2条において、この府令の公布の日から令和7年3月31日までの間においては、改正後の児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができると規定されており、条例制定前でも認可手続きを行えることとされている。

令和7年4月から事業を開始する事業所については、令和7年3月中に市の認可を得る必要があるため、内閣府令を基準として認可を行うもの。

3. 認可手続きに必要な書類

- (1) 名称、種類及び位置
- (2) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (3) 事業の運営についての重要事項に関する規程
- (4) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴
- (5) 収支予算書
- (6) 事業開始の予定年月日
- (7) 乳児等通園支援事業を行う者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
- (8) 乳児等通園支援事業を行おうとする者が法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類
- (9) 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

4. 認可手続に関するスケジュール

実施月	内容
2月中旬	認可申請様式を事業所へ配布
2月下旬	事業所が認可申請書類を市へ提出
3月中旬	子ども・子育て会議（書面開催予定）にて意見聴取し、認可